



乳幼児用ベッドのSG基準

通商産業大臣承認 50 産第 7670 号・昭和 50 年 12 月 9 日
通商産業大臣改正承認 51 産第 7279 号・昭和 51 年 11 月 15 日
通商産業大臣改正承認 56 産第 4871 号・昭和 56 年 9 月 1 日
通商産業大臣改正承認 62 産第 6943 号・昭和 62 年 12 月 10 日
通商産業大臣改正承認 8 産第 1131 号・平成 8 年 7 月 30 日
一般財団法人製品安全協会改正 25 安全業G第 97 号・2013 年 6 月 10 日
一般財団法人製品安全協会改正 25 安全業G第 238 号・2014 年 4 月 1 日

一般財団法人 製品安全協会

乳幼児用ベッドのSG基準

SG Standard for Crib

1. 基準の目的

この基準は、乳幼児用ベッドの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害の防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後 24 月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。（以下、「乳幼児用ベッド」という。）に適用する。

3. 安全性品質

乳幼児用ベッドの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. 乳幼児用ベッドの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。</p> <p>(2) (a) 各部分は、ゆるみを生じないように確実に組み立てることができること。 (b) 可動部分は、円滑かつ確実に操作することができること。</p> <p>(3) 床板は、使用時に容易にはずれないように確実に取り付けることができる構造であること。</p> <p>(4) 前枠が開閉式又はスライド式のものにあつては、乳幼児が容易にその前枠を開き又は下げることができない構造であること。</p> <p>(5) キャスターを有するものにあつては、可動防止のための措置を講じていること。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(2)</p> <p>(a) 組立を行い、目視等により確認すること。</p> <p>(b) 可動部分を操作して確認すること。</p> <p>(3) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(4) 目視及び操作により確認すること。</p> <p>(5) 目視及び操作により確認すること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(6) アクセサリーは、147.1N の力で引っ張ったとき、異状が生じないように取り付けられていること。</p> <p>(7) 床板の上面（乳幼児がつかまり立ちできるようになった後（概ね出生後5月以上）は床板の高さを容易に下げることができる構造のものであってその旨の表示を見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しているもの）にあっては、当該表示において定めるところにより床板の高さを下げた後の床板の上面とし、この項(9)及び(12)において同じ。）から30cmの高さまでの範囲に、横さん等に足をかけることができる構造物がないこと。 ただし、乳幼児がつかまり立ちができるようになった後（概ね出生後5月以上）は床板を外して使用する旨を見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しているもの（以下「サークル兼用ベッド」という。）にあってはこの限りでない。</p> <p>(8) 組子間及び組子と支柱間の間隔は85mm以下であること。</p> <p>(9) 床板の上面から上さんまでの高さは、60cm（サークル兼用ベッドにあっては、35cm）以上であること。</p> <p>(10) スライド式の前枠の上下のさんの両端と左右の妻枠支柱との隙間は、5mm以下であること。</p>	<p>(6) ばねばかり等により測定して確認すること。</p> <p>(7) スケール等により確認すること。</p> <p>(8) スケール等により確認すること。</p> <p>(9) スケール等により確認すること。</p> <p>(10) スケール等により確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
2. 強度	<p>(11) 枠にネットを張っているものにあつては、ネットの目は、直径 25mm の円板が通らない大きさであること。</p> <p>(12) 支柱の上端の形状は、乳幼児の衣服のひも等が引っかからないものであり、かつ、上さんから 15mm を超えて突き出していないものであること。 ただし、床板の上面から支柱の上端までの高さが 800mm 以上であるものにあつては、この限りではない。</p> <p>2. 強度については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 床板の中央部に 20cm の高さから質量 10kg の砂袋を連続して 250 回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>(2) 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部にそれぞれ 294. 2N の力を加えたとき、各部に異状がないこと。</p> <p>(3) 組子の中央部を 147. 1N の力で引っ張ったとき、組み子が外れる等の異状が生じないこと。</p> <p>(4) 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部を 196. 1N の力で引っ張ったとき、各部に異状がないこと。</p> <p>(5) 床板前縁の中央部に 588. 4N の力を 10 分間連続して加えたとき、各部に異状がないこと。</p> <p>(6) 枠にネット又は板を張ってい</p>	<p>(11) 目視により確認すること。</p> <p>(12) 目視、触感及びスケール等により確認すること。</p> <p>2.</p> <p>(1) 直径約 20cm の円筒形砂袋を毎分 5 回以上 8 回以下の速さで繰り返し落下させて確認すること。なお、各部に異状がないことについては、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) おもり等により力を加えた後、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(3) ばねばかり等により確認すること。</p> <p>(4) ばねばかり等により確認すること。</p> <p>(5) 直径約 30cm の円筒形砂袋(質量 30kg) 2 個を用い、砂袋を取り去った後、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(6) 直径約 10cm の円板を用いて、ネット又は</p>

項目	基準	基準確認方法
<p>3. 材料</p>	<p>るものにあつては、そのネット又は板の中央部に 196.1N の力を加えたとき、ネット又は板の破損等の異状が生じないこと。</p> <p>(7) 妻枠の上さん中央部の外側面に 294.2N の力を 30 回交互に繰り返し加えたときにおける妻枠の上さん中央部の変位量は 30mm 以下で、各部に異状が生じないこと。</p> <p>(8) 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部の内側面にそれぞれ質量 10kg の砂袋により衝撃を加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>(9) 前枠で囲まれた面、後枠で囲まれた面及び妻枠で囲まれた面のうち、床板の上面から 15cm の高さまでの部分は、堅固な構造であること。</p> <p>3. 乳幼児用ベッドの材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 合成樹脂製品及び合成樹脂塗料を使用した部品は、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(2) 枠に布等の繊維製品を使用したものは、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。</p>	<p>板を引っ張り又は押した後、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(7) スケール等により測定し、各部に異状がないことを目視、触感等により確認すること。</p> <p>(8) 直径約 20cm の円筒形砂袋を振子の長さ 1m につるし、水平距離で 50cm 移動し、自然に放して衝撃を加えた後、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(9) 目視、触感及びスケール等により確認すること。</p> <p>3.</p> <p>(1) 食品衛生法に基づく昭和 34 年厚生省告示第 370 号第 4 おもちゃの項に規定する基準に適合していること。なお、確認は試験成績書による。</p> <p>(2) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和 49 年厚生省令第 34 号第 1 条別表第 1 ホルムアルデヒドの項（出生後 24 月以内の乳幼児用のもの）に規定されている試験方法により確認すること。なお、確認は試験成績書による。</p>

4. 表示及び取扱説明書

乳幼児用ベッドの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 ただし、(2)を除く項目については、前枠又は妻枠の外面の見やすい箇所に表示すること。</p> <p>(1) 申請者の名称又はその略号及び日本国内の輸入・販売事業者の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 幼児用ベッドは出生後24月以内の乳幼児が使用する旨</p> <p>(4) 支柱に乳幼児の衣服のひも等が引っ掛かることがないように注意すべき旨</p> <p>(5) 止め金具及びねじ類の取り付けが確実であることを点検すべき旨</p> <p>(6) 前枠で囲まれた面、後枠で囲まれた面及び妻枠で囲まれた面との間に隙間のないマットレス又は敷布団等を使用すべき旨</p> <p>(7) 前枠が開閉式又はスライド式のベッドにあつては、使用を終えたら、前枠を所定の位置に固定する旨及び図1。</p>	<p>1. 表示の消えにくさ、剥がれにくさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認すること。</p> <p>(4)ただし、支柱が前枠、後枠及び妻枠の上さんから突き出ていないものにあつては、この表示を要しない。</p> <p>(7)、(8)図1及び図2の図表示にあつては、青色で枠を設け白地とし、文字は黒色で表示すること。また、エクスクラメーションマークの背景は黄地、矢印は赤色とし、それ以外の絵については青色とすること。 なお、図表示は、使用者が一見して認識しやすい配置とすること、及びエクスクラメーションマークの背景の黄地以外について、使用者が一見して認識し</p>

項目	基準	基準確認方法
	<div data-bbox="448 315 815 479" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="448 510 788 595" data-label="Text"> <p>転落する危険があります 前柵を上げましょう</p> </div> <div data-bbox="592 613 639 645" data-label="Caption"> <p>図1</p> </div> <div data-bbox="427 689 900 920" data-label="Text"> <p>(8) 床板の位置を変更できるベッドにあっては、つかまり立ちができるようになった乳幼児(概ね出生後5月以上)の睡眠又は保育に使用する場合には、床板を最低の位置に置いて使用すべき旨及び図2。</p> </div> <div data-bbox="475 972 767 1055" data-label="Text"> <p>つかまり立ちした後 (概ね 5ヶ月以上)</p> </div> <div data-bbox="424 1061 810 1218" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="437 1218 799 1267" data-label="Text"> <p>転落する危険があります 床板を下げましょう</p> </div> <div data-bbox="592 1312 639 1344" data-label="Caption"> <p>図2</p> </div> <div data-bbox="427 1391 900 1541" data-label="Text"> <p>(9) 乳幼児がつかまり立ちできるようになったら(概ね出生後5月以上)、足がかりとなる物をベッドの中に入れない旨。</p> </div> <div data-bbox="427 1621 900 1771" data-label="Text"> <p>(10) マットレス又は敷布団等を使用する際には、乳幼児が容易に柵を乗り越えて落下する高さとならないよう注意すべき旨。</p> </div>	<div data-bbox="979 271 1378 376" data-label="Text"> <p>基準確認方法 やすい他の色とすることを妨げない。</p> </div> <div data-bbox="959 689 1378 920" data-label="Text"> <p>(8) ただし、乳幼児がつかまり立ちができるようになった後は床板を外して使用する旨を見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しているものにあつては、この表示を要しない。</p> </div>

項目	基準	基準確認方法
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付し、製品本体にも2(3)使用上の注意(a)、(b)及び(c)の趣旨を明示すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。ただし、(2)、(3)、(4)及び(5)が製品に容易に消えない方法により表示しているものは、(1)を省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書は必ず読み、読んだ後は保管すること。</p> <p>(2) 組立式のものは、その組立要領及び注意。</p> <p>(3) 使用上の注意</p> <p>(a) 乳幼児用ベッドは出生後24月以内の乳幼児が使用するものであり、サークル兼用ベッドにあつては、乳幼児がつかまり立ちできるようになったら(概ね出生後5月以上)、床板を外して使用すること。</p> <p>(b) 床板の高さが調節式の乳幼児用ベッドにあつては、乳幼児がつかまり立ちできるようになったら(概ね出生後5月以上)、床板上面から上さんまでの高さが60cm以上になるように調節すること。</p> <p>(c) 開閉式又はスライド式にあつては、使用を終えたら、前枠を所定の位置に必ず固定すること。</p> <p>(d) 可動防止装置付きキャスターを有するものにあつては、使用時にはキャスターを固定すること。</p> <p>(e) 敷布団等は、枠との間に隙間を生じないもので、適度な硬さを有するものを使用すること。</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>(f) 乳幼児用ベッドの外側及び内側には、乳幼児が足をかけるようなものを置かないこと。</p> <p>(g) 設置場所は水平、平たんで、ストープ等危険物の付近で使用しないこと。</p> <p>(h) ひも類等の危険なものを取り付けないこと。</p> <p>(i) 枠に腰掛けたり、ぶら下がったり、揺さぶったりしないこと。</p> <p>(j) 破損、故障等した状態で使用しないこと。</p> <p>(k) 同時に二人以上で使用しないこと。</p> <p>(l) 乳幼児の頭幅がさんの組み子間及び組み子と支柱の間隔より小さい場合は、十分注意して使用すること。</p> <p>(4) SGマーク制度は、乳幼児用ベッドの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。 また、補償制度の対象となるのは、乳幼児用ベッド本体だけであり、マットレス、ふとん等が付いている場合は、それらは対象外となること。</p> <p>(5) 製造業者又は輸入業者若しくは販売業者の名称及び住所並びに電話番号。</p>	